



新入生を迎え新学期がスタートしました。新しい学年、新しいクラスで ドキドキしますね。保健だよりでは、みなさんが心も体も健康でいられるよう、様々な情報を発信していきますのでよろしくをお願いします。



(HP へ)

健康診断のスケジュール (4, 5 月)

実施日	学年	項目	注意事項
4 月 1 3 日 (木)	全学年 全学年	体位測定 視力検査	体操服登校 (夏の体操服を着てくる。) 眼鏡を持っている人はもってきましょう。コンタクトレンズをつけている人は、そのまま測ります。
	1, 3 年	聴力検査	耳掃除をしてきましょう。
4 月 2 0 日 (木)	2 年	歯科検診	午後の検診なので、歯磨きセットをもってきてください。
4 月 2 5 日 (火)	3 年	歯科検診	午前中の検診なので、朝食後きれいに磨いてください。
4 月 2 7 日 (木)	全校生徒	尿検査	忘れずにもってきましょう。
4 月 2 8 日 (金)	未提出者	予備日	忘れずにもってきましょう。
5 月 1 1 日 (木)	必要な人	尿二次検査	必要な人に連絡します。
5 月 1 2 日 (金)		予備日	忘れた人は、学校で採尿します。

お世話になる学校医の先生方です

内 科 松本 啓希 先生 (松本内科クリニック)
和中 佳生 先生 (和中内科・循環器科)
眼 科 岩橋 東至子 先生 (いわはしクリニック)
耳鼻科 神人 崇 先生 (神人クリニックなぐさ耳鼻咽喉科)
歯 科 岩端 秀幸 先生 (岩端歯科医院))
市川 博彰 先生 (紀和歯科医院)
和田 隆史 先生 (わだ歯科クリニック)
薬剤師 松本 昌子 先生 (松本薬局)



独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度について

1. 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病 (ガス中毒・溺水・熱中症・漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの) の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中 ② 学校の教育計画に基づく課外指導中 ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中 ④ 通常の経路及び方法による通学中 ⑤ その他、文部科学省令で定める場合

2. 給付金額

初診から治癒までの医療費総額 (医療保険でいう 3 割分) が 1, 5 0 0 円以上の場合が給付の対象となります。保険診療外の分は給付の対象になりません。高額医療費については、限度額があります。

3. 医療等の状況について

書類記入については、有料の場合もあります。

4. 手続き

保健室までお知らせください。申請の用紙をお渡しします。わからない時は、保健室 (阪下) 電話 4 4 4 - 1 2 0 7 まで連絡ください。



保護者の方へ

○登校前の検温と健康観察をお願いします。

発熱、風邪症状 (のどの痛み・咳・鼻水・だるい等) があり、体調がすぐれない場合は、登校を控え、病院等を受診してください。

○4 月からマスクの着用は自己判断となりました。学校生活を送る中で、状況によりマスクが必要になる場面がありますので、予備のマスクをカバンに入れておいてください。

■お知らせ■

変更点

同居の家族に発熱等の症状がみられても、児童生徒等本人に発熱の症状が見られない場合は、登校して差し支えありません。

裏面に健康観察票を載せています。提出の必要はありません。家でチェックしてください。